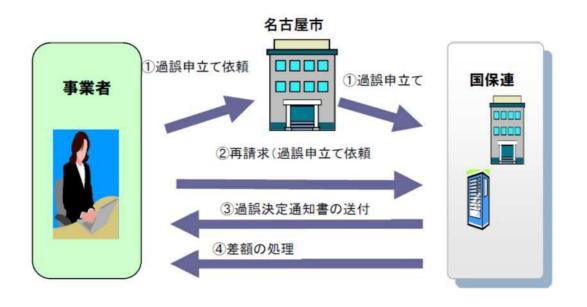
過誤申立て事務のスケジュールについて

1 電子請求の場合

(1) 電子請求の過誤申立の流れ(国保連に伝送している請求情報)



① 過誤申立て依頼(取下げ)

「過誤申立て(取下げ)依頼書」に必要事項を記入し、名古屋市へ提出することで依頼を行います。この処理を行うことで修正した請求を伝送することができるようになります。

原則、再請求する前月の月末を目途にオンラインで提出してください。処理が終了したら その旨名古屋市からご連絡し、再請求が可能となります。

本市に依頼のあった過誤申立(取下げ)依頼書の内容に基づき、名古屋市が国保連へ過誤申し立てを行います。

② 再請求

事業者から国保連へ再請求を行います。

③ 過誤決定通知書の送付

再請求を行った月の翌月上旬に、国保連から「過誤決定通知書」が事業者へ送付されます。 この通知書には、①において名古屋市へ提出した「過誤申立て(取下げ)依頼書」で取下げ た請求額が記載されており、この通知書によって、過誤決定された額(つまり④で差し引か れる額)を確認します。

④ 差額の処理

再請求を行った月の翌月20日頃の支払において、「取り下げた請求額」が差し引かれる と同時に「再請求額」が支払われる(「同月過誤」と言います)ため、両方の差額が支払額の 中で処理されることになります。

(2) 電子請求分のスケジュール (同月過誤の例)

月	事業者	名古屋市	国保連
4月	○過誤申立依頼書送付	○過誤申立依賴書受理	
5月	○前月過誤申立分の再 請求 (10 日まで)	○過誤申立情報の送付 (原則前月受付分の情報を送付)	○過誤申立情報の受理・取下処理○再請求分の受理
6月	○入金 (通常請求分から差額 分が処理され支払)		○支払(取下分と再請求の差額の支払)

- ※原則、前月受理分の過誤申立依頼書情報を翌月に送付し、事業所は翌月 10 日までに国保連 に再請求を行う。
- ※当月中に過誤申立と再請求(同月過誤)の実施を希望する場合は、名古屋市に電話連絡の上相談する。
- ※再請求が 10 日に間に合わない場合や、差請求の書類が返戻となるデータの場合、請求の翌 月に支払われる国保連の支払額は取下げた請求額全額が差額処理されるため注意する。
 - (3) 過誤申立て(取下げ)依頼書様式の掲載場所ウェルネットなごやの以下の場所に掲載しています。

事業者の方へ ⇒ 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等 ⇒ 請求事務について ⇒ (最新年度提供分)様式等ダウンロード ⇒ (9) その他様式・資料等のダウンロード ⇒ 2 「過誤申立て依頼書」

(4) 過誤申立て依頼書のオンラインでの提出について

オンライン受付フォームをウェルネットなごやに掲載しております。過誤申立て依頼書を作成し、フォームに添付、必要事項を入力の上送信してください。

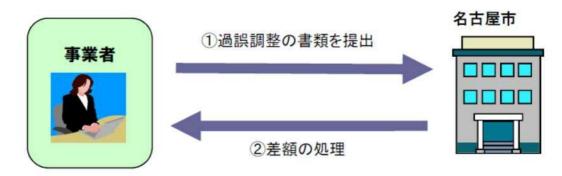
[URL]

https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/syogaikago 【ウェルネットなごや掲載場所】

TOP>事業者の方へ>請求事務について

2 紙請求の場合

(1) 紙請求 (移動支援・地域活動支援等) の過誤申立の流れ



① 過誤調整の書類を提出

事業者から名古屋市に対して"過誤調整の書類"を提出します。 これは原則郵送にて毎月15日までに提出する必要があります。(15日消印有効) "過誤調整の書類"とは、以下の3点となります。

- ○差額の金額を記した請求書
- ○修正した明細書と実績記録票の写し
- ○前回提出した明細書と実績記録票の写し(赤字で見え消し修正したもの)

過誤調整の書類の作成方法はウェルネットなごやに掲載されている「移動支援・地域活動 支援の過誤調整の請求方法(名古屋市紙請求)」をご参照ください。

※ 過誤調整の書類を提出することで、電子請求で言うところの「取下げ」と「再請求」を同時 に行っていることになります。なお、紙請求の場合の過誤調整では電子媒体の提出は不要で す。

② 差額の処理

過誤調整の書類を提出した月の翌月末日の支払において、通常の紙請求にかかる支払額の中で差額の処理が行われます。末日が土日祝日の場合はその直前の開庁日となります。

ただし、毎月の支払額が20万円で差額がマイナス30万円の場合など、毎月の支払額の中で差額が処理できない場合については、名古屋市から納付書を送付し、これによって支払を行っていただくことがありますので、ご了承ください。

(2) 紙請求のスケジュール(流れ)

月	事業者	名古屋市
4月	○過誤調整の書類の送付(15日まで)	○過誤調整の書類の受理
5月	○入金(通常請求分から差額分が処理され支払)	○支払(過誤調整と再請求分の差額の処理)